

○自動車の運行供用の制限等に関する規程

令和7年7月1日

佐賀県公安委員会規程第4号

自動車の運行供用の制限等に関する規程を次のように定める。

自動車の運行供用の制限等に関する規程

自動車の運行供用の制限等に関する規程（平成3年佐賀県公安委員会規程第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）第8条から第10条まで、第12条及び第13条第2項並びに自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第4条から第7条までの規定に基づき、佐賀県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置に関し必要な事項を定めるものとする。

（通知）

第2条 法第8条の規定による警察署長の公安委員会に対する通知は、通知書（別記様式第1号）により行うものとする。

（自動車の運行供用の制限）

第3条 法第9条第1項の規定による自動車の運行供用の制限処分（以下「処分」という。）は、自動車運行供用制限書（別記様式第2号）により行うものとする。この場合において、当該自動車の使用の本拠の位置が他の公安委員会の管轄区域内に在るものについては、自動車運行供用事案移送通知書（別記様式第3号）により、当該公安委員会に移送するものとする。

（確認）

第4条 法第9条第4項の規定による確認は、確認通知書（別記様式第4号）により、処分に係る自動車の保有者に速やかに交付するものとする。

（処分執行の依頼）

第5条 処分を行うことを決定した後、当該処分に係る自動車の使用の本拠の位置が他の公安委員会の管轄区域に変更された場合は、自動車運行供用制限処分執行等依頼書（別記様式第5号）により、変更後の公安委員会に依頼するものとする。

（聴聞）

第6条 法第10条第1項の規定により行う聴聞は、行政手続法（平成5年法律第88号）、法及び規則に定めるもののほか、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）に基づき行うものとする。

（報告又は資料の提出）

第7条 法第12条の規定による報告又は資料の提出は、報告・資料提出要求書（別記様式第6号）により行うものとする。

（運送事業用自動車の保有者に対する措置）

第8条 法第13条第2項の規定による通知は、運送事業用自動車通知書（別記様式第7号）により行うものとする。この場合において、自動車の使用の本拠の位置が他の公安委員会の管轄区域内に在るものについては、運送事業用自動車通知事案移送書（別記様式第8号）により、当該公安委員会に移送するものとする。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)

佐賀県公安委員会 殿

第 年 月 日
号

警察署長

通 知 書

下記の自動車については、保管場所が確保されていないおそれがあるものと認めため、自動車の保管場所の確保等に関する法律第8条の規定により、通知する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の所有者	住 所	〒() 電話
	氏 名	
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認めためた理由		
添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 現認報告書 <input type="checkbox"/> 保管場所法切符 <input type="checkbox"/> 交通反則切符 <input type="checkbox"/> 交通切符 <input type="checkbox"/> その他()

別記様式第2号(第3条関係)

第 年 月 日
号

殿

佐賀県公安委員会 印

自動車運行供用制限書

命 令 の 年 月 日		年 月 日
自 動 車 の 番 号 標 の 番 号		
自 動 車 の 使 用 の 本 拠 の 位 置		
自 動 車 の 保 有 者	住 所	
	氏 名	
命 令 の 理 由		

裏面の注意事項をよく読んでください。

注 意 事 項

備考1 運行供用が制限された自動車については、佐賀県公安委員会(以下「公安委員会」という。)により、保管場所が確保されている旨の確認を受けるまでの間は、運行してはけません。

運行した場合は、3月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処されます。

2 保管場所を確保した場合は、自動車保管場所確保申告書により公安委員会に申告し、保管場所を確保した旨の確認を受けてください。

3 運行供用制限命令に不服がある場合は、裁判所に対して、訴訟を提起することができます。

4 その他不明な点は、下記の連絡先に問い合わせてください。

連絡先

〒()

電話

(内)

別記様式第3号(第3条関係)

第 年 月 日

公安委員会 殿

佐賀県公安委員会

自動車運行供用制限事案移送通知書

下記の自動車については、使用の本拠の位置が貴公安委員会の管轄区域内に在るので、
自動車運行供用制限事案を移送する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住 所	〒() 電話
	氏 名	
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認め た理由		
添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 現認報告書 <input type="checkbox"/> 保管場所法切符 <input type="checkbox"/> 交通反則切符 <input type="checkbox"/> 交通切符 <input type="checkbox"/> その他()
備 考		

別記様式第4号(第5条関係)

第 年 月 日

殿

佐賀県公安委員会 印

確認通知書

下記の自動車については、下記の位置に保管場所が確保されたことを確認したので、通知する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の所有者	住所	
	氏名	
確保した保管場所の位置		

別記様式第5号(第6条関係)

第 年 月 日
号

公安委員会 殿

佐賀県公安委員会

自動車運行供用制限処分執行等依頼書

下記の自動車については、使用の本拠の位置が貴公安委員会の管轄区域内に変更されたので、運行供用制限処分を執行すること及び当該処分に係る自動車の保有者が保管場所を確保した場合における処分の解除のための手続を行うことについて依頼する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住所	
	氏名	
命令の理由		
備考		

別記様式第6号(第7条関係)

第 年 月 日

殿

佐賀県公安委員会 印

報告・資料提出要求書

自動車の保管場所の確保等に関する法律第12条の規定に基づき、下記のとおり報告・資料提出を求めます。

報告事項	
提出資料	
報告・資料提出の期日	

備考1 報告事項については、同封の資料・提出回答書により回答してください。

- 2 提出資料については、同封の報告・資料提出回答書に資料を添付して回答してください。
- 3 報告・資料提出回答書及び資料は、下記の連絡先まで、持参又は郵送してください。
- 4 報告・資料提出の期日までに回答をせず、又は虚偽の回答をした場合は、10万円以下の罰金に処されることがあります。

連絡先

〒()

佐賀県警察本部 部 課 係
警察署 課 係 (内)
電話

佐賀県公安委員会 殿

年 月 日

住所 〒()

電話

氏名

報告・資料提出回答書

報告事項・提出資料については、下記のとおり回答します。

報告事項	
提出資料	

備考 法人は、住所、氏名の欄に、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

別記様式第7号(第8条関係)

第 年 月 日

殿

佐賀県公安委員会 印

運送事業用自動車通知書

下記の自動車の所有者である運送事業者は、保管場所を確保していないおそれがあると認めたので、自動車の保管場所の確保等に関する法律第13条第2項の規定により、通知する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
運送事業者	所在地	
	名称	
保管場所を確保していないおそれがあると認めた理由		
添付書類		

別記様式第8号(第8条関係)

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

佐賀県公安委員会

運送事業用自動車通知事案移送書

下記の自動車については、使用の本拠の位置が貴公安委員会の管轄区域内に在るので、運送事業用自動車通知事案を移送する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住 所	
	氏 名	
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認め た理由		
添 付 書 類		
備 考		